

様式第 37 号（第 18 条関係）

物 品 売 買 等 請 書

1 品 名

2 数 量

3 規 格

4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税 金 円
及び地方消費税の額

5 契 約 保 証 金 免 除

6 納 期 限 年 月 日

7 納 入 場 所

上記物品の納入について、**吉川市契約規則及び**次の条項を遵守の上、お請
けします。

第 1 条 物品は仕様書に基づき納入するものとする。

第 2 条 仕様書に明示されていないもの又は仕様書で符号しないものがある
ときは、担当職員の指示に従うものとする。

第 3 条 物品を納入したときは、直ちにその旨を担当職員に通知するもの
とする。

2 検査は、前項の通知をした日から 10 日以内に受け、当該検査に合格し
たときは、物品を引き渡すものとする。

第 4 条 請負代金は、前条の検査に合格した後適法な請求書を受領された日
から **30** 日以内に支払を受けるものとする。

2 請負代金が前項の支払期日までに支払われない場合は、未受領金額につ

き、遅延日数に応じ、契約日における政府契約支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第246号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受けるものとする。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第5条 納期限までに物品を納入することができない場合は、納期限の翌日から納入される日までの日数に応じ、請負代金から既納入済物品に対する請負代金を控除した額につき、基準率を乗じて計算した額の違約金を支払うものとする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても差し支えない

(1) 納期限又は納期限後相当の期間内においても当該物品を納入できる見込みがないと認められるとき。

(2) 関係法令の規定に違反したとき。

第7条 前各条に定めるもののほか定めのない、事項については必要に応じて発注者と協議して定めるものとする。

年 月 日

住 所

受 注 者

氏 名

Ⓜ

（宛先）吉川市長

- 1 天災その他やむを得ない理由により期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納期限内にしなければならない。
- 2 物品を納入したときは、直ちにその旨を職員に届出し、職員は納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗き損したものはすべて納入者の負担とする。
- 5 物品の所有権は検査に合格したとき移転するものとし、納入者は納入後1年間正常な管理下に生じた故障又は発見された隠されたかしについて、修理又は取替え納入の責任を負うものとする。
- 6 納入期限内に履行しないとき又はこの請書により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡承継したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。